



編集・発行
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市塙田1-3-5砂川ビル
 TEL028(625)2660
 栃木県保健福祉部医業・生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市塙田1-1-20 TEL028(623)3110

令和6年度事業計画の概要

I 生活衛生関係営業対策事業

1 相談指導等事業

(1)生活衛生営業相談室

- ア 当指導センター経営指導員による経営、税務、金融、衛生等に関する相談指導
- イ 地区生活衛生営業相談室の開設による相談指導
- ウ 顧問弁護士による法律相談
- エ 顧問税理士による税務相談

(2)融資指導等

- ア 融資に関する相談、指導及び融資制度の普及啓発
- イ 非組合員の生活衛生融資に係る推薦事務(受託事業)

(3)巡回指導事業

経営特別相談員による巡回指導

(4)生活衛生関係営業再生支援特別研修会

経営特別相談員及び生衛事業者を対象とした研修会

(5)指導員研修事業

経営特別相談員を対象とした専門的知識習得のための研修

(6)消費者コールセンター事業

消費者コールセンターの開設による消費者からの苦情相談等への対応

(7)調査事業(受託事業)

- ア 生衛業経営状況調査
月次の経営状況について定点で定期的に調査
- イ 景気動向等調査
四半期毎の景気動向等について定点で調査

2 分野調整等指導事業

大企業の進出や過当競争による紛争、弊害等の解決を目指し、調査、情報収集・分析を実施

3 後継者育成支援事業

インターンシップ事業等による若年者の生衛業に対する職業観の向上及び後継者確保対策の推進

II 生活衛生営業振興事業

1 組合振興計画事業等運営事業

(1)消費者懇談会

消費者ニーズを把握するため消費者懇談会を開催

(2)経営者等講習会

柔軟で個性豊かな営業を展開するため経営者等講習会を開催

2 地域ふれあいたすけあい事業

福祉的モデル事業等社会貢献的な事業の実施

3 生活衛生関係営業組織強化事業

(1)衛生水準の確保・向上事業

組合活動の活性化、組織基盤の強化等に係る生衛組合の取組を支援するため、衛生水準の確保・向上に係る事業の推進

(2)各種会議

- ア 協議会支部長等合同会議の開催
- イ 組合事務局長等会議の開催

III 標準営業約款登録事業(Sマーク)

生衛業者の質の確保及び消費者等の選択の利便を図るため、標準営業約款制度の普及を促進

IV 普及啓発事業等

1 広報誌発行事業(受託事業)

「生活衛生とちぎ」を定期発行

2 普及啓発事業

各種啓発資材、ホームページの充実等による適宜適切な情報提供及び普及啓発の推進

V クリーニング師等研修事業(受託事業)

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習の実施

VI ふれ愛入浴サービス事業

小山市における高齢者や障がい者を対象としたふれ愛入浴サービス事業の実施



あいさつ

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長 小島 敏

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係事業者の皆様におかれましては、日頃から本県の生活衛生行政の推進に多大な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様には、衛生的で快適なサービスの提供を通じて、県民の皆様の暮らしに安全・安心や豊かさを与えるとともに、地域住民に交流や憩いの場を提供するなど、日常生活の充実のためになくてはならない、大切な役割を果たされていることに対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、生活衛生業界を取り巻く状況につきましては、コロナ禍が過ぎ1年が経過し、個人消費やインバウンドの回復により、今後も顧客数の更なる増加が見込まれているところですが、一方で、長期化する物価高騰や後継者問題の深刻化、さらにはデジタル化の加速、環境に配慮した取組の推進など対応すべき課題が多く、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、(公財) 栃木県生活衛生営業指導センターと各生活衛生同業組合、(株)日本政策金融公庫、生活衛生関係事業者の皆様が密に連携し、経営の健全化と衛生水準の維持・向上に積極的に取り組まれていることについて、大変心強い限りであります。

県といたしましても、今後とも、生活衛生業界の健全な発展及び県民の安全・安心の確保に向け、各種施策を着実に推進して参りますので、さらなる御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今般の県庁の組織改編により、生活衛生課と、医薬品等の薬事業務所管の薬務課が、令和6年4月1日付けで一つの課となり、「医薬・生活衛生課」としてスタートしました。生活衛生関係営業に係る業務につきましては、引き続き当該課で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

結びに、(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係事業者の皆様方のますますの御発展と御活躍を心から御祈念申し上げます、就任のあいさつといたします。



就任のご挨拶

日本政策金融公庫 佐野支店長 加治原 克仁

このたび日本政策金融公庫佐野支店長として着任いたしました加治原でございます。生活衛生関係営業の皆さまには、日頃から日本公庫の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私はこれまで東北、関東、北陸、東海までの各地に赴任してまいり、前任地はきりたんぼ鍋や曲げわっぱで有名な秋田県の大館市で、栃木県での勤務は初めてになります。着任して1カ月経ちましたが、温暖な気候に加え、温かく優しい人柄の県民性、豊富な観光資源や自然、食材に恵まれ、大変過ごしやすく魅力的な地域であると実感しており、この地で勤務できることを大変うれしく思います。

新型コロナウイルスが5類感染症に移行して人々の活動は平時に戻りつつあるなか、物価高や人手不足など課題は多様化し、厳しい経営環境が続いておりますが、こうした時代だからこそ私たちの生活に密着する生活衛生関係営業の皆さまの活力が、地域に元気と心の豊かさを提供するものと確信しております。私ども日本公庫はみなさまの成長・発展に貢献できるよう、資金繰り支援のご相談にきめ細やかに対応するほか、情報提供や事業承継の支援等の分野でも全力で取り組んでまいります。

結びになりますが、栃木県生活衛生営業指導センターをはじめ、生活衛生関係営業の皆さまのご発展とご活躍を心から祈念いたします、ご挨拶とさせていただきます。



栄えある叙勲(旭日単光章) おめでとうございます

令和6年春の叙勲 生活衛生功労

栃木県中華料理生活衛生同業組合 元理事長 荒川 和芳氏

荒川和芳様におかれましては、栃木市内で中華料理店「こまどり樓」を営むかたわら組合活動に精力的に参画し、平成15年5月から栃木県中華料理生活衛生同業組合理事、平成22年5月から常務理事、平成25年6月から副理事長と役職を歴任し、組合組織の適正化に尽力するとともに衛生水準の維持向上、振興計画に基づく組合事業等に積極的に取り組んでこられました。

さらに、これらの取組と卓越した指導力により組合員の信望を集め、令和3年6月に理事長に就任され、引き続き組織の結束強化に取り組むとともに中華料理業界及び地域社会の発展に大きく貢献されました。加えて、理事長退任後の令和5年6月からは相談役として後進の指導助言に注力し、組合の精力的な活動を支えておられます。

ここに衷心よりお慶び申し上げますとともに、引き続き健康に御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。



組合だより

「喫茶去塾」を開催しました

栃木県料理業生活衛生同業組合

2月26日(月)、宇都宮市内の「一八ARAKAWA」において喫茶去塾(経営講習会)を開催いたしました。今回は第一部として、栃木労働局雇用環境均等室の松浦様を講師に迎え「職場におけるハラスメント防止対策」について解説していただきました。

どのような行為がハラスメントに該当するのか。ハラスメントが発生した場合、当事者や職場等にどのような影響があるかを理解するとともに、職場内でのハラスメントの防止対策をはじめ職場内のより良い人間関係を築いていくための知識やポイントについて勉強させていただきました。時代に合わせる必要があることは理解しつつも、ほとんどの参加者が今の時代の風潮に違和感を感じていました。

第二部では株式会社タイミーの増田さんによるスキマバイトサービスについてのプレゼンテーションで、「新しい人材確保の仕方」として、“働きたい時間”と“働いてほしい時間”をマッチングするサービスの仕組みについて解説していただきました。

参加者からは、今の時代に合った斬新なシステムで、是非とも利用したいとの意見を多数いただきました。

今後も組合の魅力づくりの一環として、経営講習会「喫茶去塾」を定期的に開催していこうと考えております。



組合だより

「観光施設における心のバリアフリー」講習会

栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合

令和6年4月1日付けで障害者差別解消法が改正されたことに伴い、3月8日（金）、宇都宮市内の栃木県庁西別館において「事業者による障害のある方への合理的配慮の提供の義務化」及び観光庁で推進する「観光施設における心のバリアフリー」について理解を深めることを目的とする講習会を開催しました。

講習を受けて感じたことは、施設側では「100%の対応をしようとして設備等をバリアフリーにしなければいけない。でも、なかなか難しい…。」「障害のある方への対応はできない…」などと考えてしまいますが、障害のある方としては、設備の充実よりも「どのような対応ならば可能なのか？」という対応案や情報を求めていることが分かりました。100%の対応が難しい場合でも、まずは相手の話をよく聞いて、どこまでが可能なのか？本当に必要なことは何なのか？と一緒に考えることが重要だと思いました。

今後、バリアフリー対応に関連するコミュニケーションも増えていくと思います。今回の研修をぜひ参考にさせていただいて、まずは心で向き合うことで施設側での対応可能なことが増えていくことを期待したいと思います。



組合だより

うどん打ち体験授業（宇都宮白楊高等学校）

栃木県めん類業生活衛生同業組合

3月14日（木）、宇都宮白楊高等学校食品科学科の「トマトうどんプロジェクトチーム」（17名）を対象にうどん打ち体験授業を実施しました。

トマトうどん（乾麺）の製品化を目指し必要な基礎知識と技術を習得するために、うどんの打ち方を一から学ぶ授業となりました。

うどんの生地は、練り作業途中で数時間寝かせる必要があるため、「粉回し」から「練り作業」と、「伸ばし」から「切り作業」に分けて授業を行いました。うどん打ちの実演を見学後、3つのテーブルに分かれ、各テーブルを担当する組合員の指導でうどん作りを行いました。

出来上がった生麺は隣室の茹で釜で10～15分茹で、あらかじめ用意しておいた鳥汁で試食を行いました。自分の手で打ったうどんは美味しさ倍増のようで、好評のうちに終了することができました。

また、当日うどん粉にフリーズドライのトマトの粉末を5%程度混ぜたうどん玉も作り、翌日生徒たちがうどんに仕上げ試食したところ、色が綺麗に発色し美味しく試食できたとのことですが、残念ながら味や香りはトマトを感じることができなかったとの報告がありました。

トマトうどんについては今のところ未完成ではありますが、色・味・香りを再現し、食感と美味しさを引き出せるよう、引き続き微力ながらお手伝いできたらと思っています。



指導センター

生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催

3月7日(木)、宇都宮市内において県からの受託事業である「生活衛生営業経営特別相談員研修会」を開催しました。

依然として厳しい経営環境が続く生衛業界において、地域の生衛業者の良き相談相手として期待される経営特別相談員のスキルアップを目的として、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課の山口己智一経営環境専門官とFPサポートバンクの小峰俊雄代表に御講演いただきました。

山口専門官からは「生活衛生営業をめぐる課題と施策について」と題して、特に、店舗の造り方、使い方等における内装、照明、看板等ファサードの重要性について、小峰代表からは「生衛業における事業承継について～待ったなしの事業承継～」と題して、事業承継に係る生衛業界の課題とその解決策について、いずれも具体例を交えてわかりやすく解説していただきました。

参加された方々には、今回の研修内容について日々の特相員活動において活用されることを御期待いたします。



山口己智一氏



小峰俊雄氏

県からのお知らせ

「栃木県消防団応援の店制度」について

県では、消防団員を地域ぐるみで応援する、「栃木県消防団応援の店制度」を実施しております。登録店のお申し込みは随時受け付けておりますので、御協力をお願いします。

栃木県消防団応援の店
登録のメリット

- ①県のHPにて、消防団応援の店として広報されます。
- ②県内約1万4千人の消防団員とそこご家族等の利用が期待できます。
- ③地域貢献でイメージアップができます。

応援の店
に登録いただくには・・・

- ①消防団員やその家族等を対象にサービスを提供していただきます。
- ②サービス内容はお店で自由に決められます。
- ③サービスの費用負担はお店でお願いします。

<申し込み方法について>

- ①栃木県消防団応援の店登録申請書(県HP掲載)に必要な事項を記載のうえ、郵送、メール、FAXにて県消防防災課まで提出 ※下記QRコードから登録店舗情報等が確認できます。
- ②消防団応援サイトから申し込み
《ホームページURL》
<https://www.shobodanouen.pref.tochigi.lg.jp>

<お問い合わせ先>

栃木県 危機管理防災局 消防防災課 地域防災担当
電話：028-623-2127 FAX：028-623-2146
Mail：syoubou@pref.tochigi.lg.jp



使用者の皆様へ

従業員を雇用する場合のお約束



労働条件の明示

使用者は、従業員（労働者）を採用するときは、次の労働条件を明示しなければなりません。

必ず明示

原則として書面で交付 ※1

- ① 契約期間
 - ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 ※2
 - ③ 就業場所及び従事する業務
 - ④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関する事項
 - ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関する事項
 - ⑥ 退職（解雇の事由を含む。）に関する事項
 - ⑦ 昇給の有無 ※3
 - ⑧ 退職手当の有無 ※3
 - ⑨ 賞与の有無 ※3
 - ⑩ 相談窓口 ※3
 - ⑪ 昇給に関する事項
- ※1 労働者が希望した場合、FAXや電子メールなどの方法でも可能。ただし、書面として出力できるものに限る。
 ※2 有期雇用の場合
 ※3 パート・有期雇用の場合

定めた場合に明示

- ・ 退職手当
- ・ 賞与
- ・ 休職 など

令和6年4月から追加

- ・ 就業場所と従事すべき業務の変更の範囲
- ・ 更新上限の有無と内容(通算契約期間又は有期労働契約の変更回数の上限など) ※2
- ・ 無期転換申込機会 ※2
- ・ 無期転換後の労働条件 ※2

【参考】労働条件明示のルール
(厚生労働省)



就業規則の周知・記載内容

- ・ 就業規則は、労働者への周知が必要です（作業場の見やすい場所に掲示するなど）。
- ・ 就業規則には、必ず上記④～⑥を記載します。退職手当や賞与などを定めた場合も記載が必要です。

【参考】モデル就業規則（厚生労働省）



労働契約の内容である労働条件を変更するとき

変更は、原則として個々の労働者と使用者の合意が必要ですが、例外として就業規則の変更による方法が可能です。

〔原則〕 個々の労働者と使用者の合意による変更の場合は、就業規則に定める労働条件を下回ることはできません。

〔例外〕 変更後の就業規則を労働者に周知し、かつ、就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限り、認められます。

【参考】労働契約（契約の締結、労働条件の変更、解雇等）に関する法令・ルール（厚生労働省）



職場の労働問題で困ったときは、まずは相談ま〜！

▶ 栃木県労働委員会
028-623-3337



▶ 栃木県（産業労働観光部労働政策課）
028-623-3535



▶ 厚生労働省栃木労働局（総合労働相談コーナー） 028-633-2795
各労働基準監督署（県内7カ所※）にも「総合労働相談コーナー」があります。



※ 宇都宮、足利、栃木、鹿沼、大田原、日光、真岡

令和6(2024)年度調理師試験の御案内

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和6(2024)年8月7日(水)午前9時30分～正午
- (2) 場所 宇都宮短期大学附属高等学校(宇都宮市睦町1-35)

2 試験科目

- (1)公衆衛生学 (2)食品学 (3)栄養学 (4)食品衛生学 (5)調理理論 (6)食文化概論

3 受験願書の受付期間及び提出先

- (1)受付期間 **令和6(2024)年6月12日(水)～6月14日(金)**

午前8時30分～正午、及び午後1時～午後5時15分

- (2)提出先 ア 県内居住者：居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所)
- イ 県外居住者：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課



4 問い合わせ先・詳細

- (1)栃木県の健康福祉センター(居住地が栃木県内の方で、宇都宮市外の方)
 - (2)宇都宮市保健所(居住地が宇都宮市内の方)
 - (3)栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課(居住地が栃木県外の方)
- 問い合わせ先等の詳細は下記ホームページを御覧ください。



<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/chourishi/announce.html>

※製菓衛生師試験についても同様のスケジュールで実施いたします。詳しくは上記ホームページを参考に、居住地を管轄する健康福祉センター又は宇都宮市保健所までお問い合わせください。



子宮頸がんはワクチン接種と検診で予防できます

<HPVワクチンキャッチアップ接種のお知らせ>

平成9年度～平成19年度生まれの女性の方へ

【平成9(1997)年4月2日～平成20(2008)年4月1日生まれの女性】

- 定期接種の対象年齢だった期間に、HPVワクチン接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。
- まだ接種を受けていない方に、あらためて接種の機会をご提供しています。

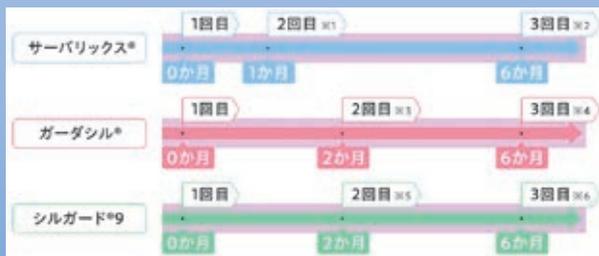


令和7(2025)年3月まで、公費で接種できます

※過去に、合計3回の接種を受けていない方が対象

✓接種は合計3回で、完了するまでに約6ヶ月間かかるため、接種を希望する方はお早めの接種をご検討ください。

一般的な接種スケジュール



- ※1 1回目から1か月以上あける。
- ※2 1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上あける。

- ※3 1回目から1か月以上あける。
- ※4 2回目から3か月以上あける。

- ※5 1回目から1か月以上あける。
- ※6 2回目から3か月以上あける。

※ いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましいとされています。
※ シルガード®9は、15歳未満はスケジュールが異なります。

ワクチン接種にかかわらず、子宮頸がんの早期発見のため、20歳になったら2年に1回、子宮頸がん検診を受けましょう。



栃木県 HPV 検索

栃木県保健福祉部感染症対策課

弁護士による**無料法律相談**のご案内

営業に関することや、身の回りで起きた様々な困りごとについて、白井弁護士（顧問弁護士）から助言や指導を受けてみませんか！

相続、不動産、労務関係等、幅広く対応いたします。



白井裕己弁護士

相談の流れ

1. 下記の申込書に記入して、**FAX**または**メール**でお申し込みください。
2. 栃木県生活衛生営業指導センター担当より、折り返しお電話します。
→ 相談内容の確認や日程調整を行います。
3. 白井裕己弁護士の事務所にて相談を行います～その場で助言！
→ 相談場所：県央うつのみや法律事務所（宇都宮市清住3-5-3）

随時
対応

相談
無料

秘密
厳守

お申込み・お問合せ

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター
 TEL：028-625-2660 FAX：028-627-5114
 メール：tochigicenter@seiei.or.jp

(必要事項を記入してこのまま送信してください)

生活衛生関係営業 法律相談申込書

令和 年 月 日

次のとおり法律相談を希望します。

(フリガナ) 貴方のお名前		電話番号・携帯番号					
店舗・施設名		メールアドレス					
住所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 店舗等	〒 ー					
加入生衛組合 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 理容	<input type="checkbox"/> 美容	<input type="checkbox"/> 興行	<input type="checkbox"/> クリーニング	<input type="checkbox"/> 公衆浴場	<input type="checkbox"/> 旅館ホテル	<input type="checkbox"/> めん類
	<input type="checkbox"/> 食肉	<input type="checkbox"/> 飲食	<input type="checkbox"/> 寿司商	<input type="checkbox"/> 食鳥肉販売	<input type="checkbox"/> 中華料理	<input type="checkbox"/> 社交飲食	<input type="checkbox"/> 料理
相談希望日	第1希望	月 日 () 午前・午後		第2希望	月 日 () 午前・午後		
相談事項に○を付けてください。							
1 相続関係		2 不動産関係		3 労務関係		4 その他	

クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ

今年度は、未受講者対象の研修・講習も企画します。詳細は6月上旬に（公財）栃木県生活衛生営業指導センターのホームページに掲載しますので、受講申込みをお願いいたします。

<クリーニング師研修>

<業務従事者講習>

開催時期	開催場所	開催時期	開催場所
9月11日(水)	栃木県那須庁舎(大田原市)	9月24日(火)	宇都宮市保健所
12月1日(日)	パーティ(宇都宮市)	12月15日(日)	パーティ(宇都宮市)
2月2日(日)	パーティ(宇都宮市)	2月16日(日)	パーティ(宇都宮市)